

令和 2 年（フ）第 1987 号

破産者北日本物産株式会社

令和 4 年 3 月 9 日

債権者 各位

東京都千代田区平河町 2 丁目 7 番 5 号

砂防会館本館 3 階 TF 法律事務所

破産者 北日本物産株式会社

破産管財人 小 畑 英 一

TEL 03-6206-1348

FAX 03-6206-1309

## 第 7 回債権者集会について

破産者北日本物産株式会社の第 7 回債権者集会が、令和 4 年 3 月 14 日（月）16 時 00 分から東京地方裁判所において開催されます。

第 7 回債権者集会においては、第 6 回債権者集会以降の破産管財業務の概要、破産財団の換価回収状況について報告を行う予定です。

残る管財業務は、売掛金の回収（訴訟 1 件）及び損害賠償請求訴訟です。

損害賠償請求訴訟（請求額 1 億円）の決着までには、今しばらく時間を要する見込みでございますが、配当財源を形成できましたので、第 2 回中間配当（2.5%）を実施いたします。

これまでの債権者集会と同じく、債権者集会への出席の有無によって、債権者の皆様が不利益を受けることはありません。

債権者集会での配布資料のご送付の方法につきましては、集会後にあらためて HP で告知をさせていただきます。

債権者の皆様におかれましては、以上を前提に、現下の社会状況をご勘案のうえ、東京への移動および債権者集会への出席について、ご判断を頂きまようお願い申し上げます。

以上